

邑楽町議会タブレット端末使用規程

(目的)

第1条 この規程は、邑楽町議会（以下「議会」という。）における情報通信機器の管理及び使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 会議等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条の規定による邑楽町議会の本会議及び臨時会、邑楽町議会委員会条例(昭和32年邑楽町条例第4号)第1条、第4条の2第1項及び第5条第1項並びに邑楽町議会広報委員会設置条例(平成25年邑楽町条例第36号)第1条の規定による委員会、邑楽町議会会議規則(昭和62年邑楽町議会規則第1号)第125条第1項の規定による全員協議会をいう。

(2) ユーザーID ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。

(タブレット端末の使用者)

第3条 タブレット端末を使用する者（以下「使用者」という。）は、邑楽町議会議員（以下「議員」という。）及び議会事務局職員とする。

2 使用者は、この規程の定めるところに従い、タブレット端末を適正に使用しなければならない。

3 使用者は、タブレット端末及びクラウド型ファイル管理システムを使用するためのユーザーID及びパスワードを適切に管理しなければならない。

(タブレット端末の管理者)

第4条 タブレット端末及びクラウド型ファイル管理システムの適正な管理のために、管理者を置く。

2 前項に規定する管理者には、議会事務局長をもって充てる。

(タブレット端末の取扱い)

第5条 議長は、使用者にタブレット端末を貸与するものとする。

2 前項の規定により貸与されたタブレット端末は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 議員がその職を離れたときは、タブレット端末を速やかに議長に返却しな

ければならない。

- 4 議員以外の使用者は、異動等により使用権限がなくなったときは、タブレット端末を速やかに議長に返却しなければならない。
- 5 管理者は、前2項の規定により、返却されたタブレット端末の初期化等を速やかに行うこととする。
- 6 使用者は、タブレット端末を使用しないとき、タブレット端末にロックをかけておかなければならない。
- 7 タブレット端末の盗難、紛失、コンピュータウイルスに感染した際は、使用者はただちに管理者に連絡しなければならない。
- 8 タブレット端末の紛失・破損等により、保守契約の対応範囲外の費用負担が発生した場合は、当該費用を使用者に負担させることができる。

(タブレット端末の使用範囲)

第6条 タブレット端末の使用範囲については、次に掲げるとおりとする。

(1) 議会活動における使用

- ア 事務局からの開催通知等
- イ 執行部からの情報提供
- ウ スケジュール管理
- エ 会議等における資料閲覧
- オ その他議長が認めるもの

(2) 議員活動における使用

- ア 町民への広報広聴活動
- イ 議員相互及び執行部との情報伝達
- ウ 災害時等の緊急情報伝達
- エ インターネットを利活用した情報収集等
- オ その他議長が認めるもの

(使用にあたっての注意事項)

第7条 タブレット端末の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 会議等においては、電子音や振動音が鳴らないようにすること。
- 3 会議等においては、資料のデータ化の準備は議員自身が行うこと。また、

電源はバッテリー対応とし、タブレット端末の取り扱いは議員個人の責任において行うこと。

- 4 貸与されたタブレット端末の使用に関しては、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理、アップデート等を行うこと。
- 5 情報の外部送信等の際には、個人情報その他町議会及び町において公開されていない情報（以下「個人情報等」という。）の保護に留意するほか、情報の内容等を十分精査し、提供の可否を判断すること。
- 6 前項の外部送信を行う場合は、データ等の誤送信の防止に努めるとともに、当該情報が意図せずして不特定多数の者に拡散した場合の結果を考慮し、細心の注意を払うこと。
- 7 貸与されたタブレット端末からの情報漏えいを防止するため、私物パソコンやUSBメモリ等の外部端末への接続は行わないこと。
- 8 個人情報等の漏えいがあった場合は、速やかに実情を把握し、議長に報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- 9 アプリケーションソフト及びソフトウェア（以下「アプリ等」という）をインストールする場合は、議員の責任において行うものとし、タブレットの動作に影響が出ないようにすること。
- 10 前項において、有償のアプリ等をインストールする場合、事前に議長に申請を行い、許可をもらうこと。
- 11 その他議長が定めたこと。

（禁止事項）

第8条 使用者は、タブレット端末を使用するに当たり、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 個人情報等を公開すること。
- (2) タブレット端末の分解、タブレット端末、オペレーティングシステム、タブレット端末に搭載されているアプリ等の改造、又はタブレット端末の管理権限を奪取すること。
- (3) タブレット端末及びクラウド型ファイル管理システムに障害の及ぼすおそれのある装置を接続すること。
- (4) 著作権若しくは肖像権を侵害し、又は侵害するおそれのある使用をす

ること。

2 会議等においては、次に掲げる使用を行ってはならない。

- (1) メール送信、ソーシャルメディアへの投稿
- (2) 議事の内容に関係の無いインターネットサイトの閲覧
- (3) 通話
- (4) 会議等の録音又は写真・動画の撮影
- (5) その他会議等に関係のない目的の使用

(違反行為に対する措置)

第9条 議長又は会議等の長は、前2条に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、タブレット端末の使用の停止を命ずることができる。

(セキュリティ対策)

第10条 使用者は、常に最新のセキュリティを保つため、週に一度はクラウド型ファイル管理システムの更新の有無を確認し、更新を行うものとする。

2 緊急のセキュリティ対応等により、対策を施す必要がある場合は、管理者の求めに応じ、使用者は管理者へ速やかにタブレット端末を提出することとする。

(紛失等におけるタブレット端末の位置情報把握に係る同意)

第11条 使用者は、タブレット端末を紛失等した場合は、当該タブレット端末の位置情報を管理者が把握することに同意したものとみなす。

(補則)

第12条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて定める。また、この規程の運用について疑義が生じた場合は、議長がこれを決定する。

附 則

この規程は、令和3年3月19日から施行する。